

## 第4章 県民及び推進主体の役割

### 1 県民

主体的に健康づくりに取り組み、発症予防、早期発見、早期治療、重症化予防の観点から健康管理に努めます。

### 2 各主体の役割

#### (1) 県の役割

県は、庁内の関連する部局が連携して健康ちば21（第3次）を策定し、この計画において、国が設定した目標を勘案しつつ、具体的な目標を設定します。

また、県内の市町村ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握を行い、地域間の健康格差の是正に向けた取組を位置付けるよう努めていきます。

地域・職域連携推進協議会等も活用し、市町村、医療保険者、企業、教育機関、民間団体等関係者との連携強化のための中心的役割を担い、データの活用や分析を積極的に行い、市町村における健康増進計画の策定を支援します。

あわせて、保健所は地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康づくりに関する情報を収集・分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定を支援します。

また、千葉県総合計画など関連する計画との整合性を図りながら、健康増進分野以外の様々な行政部局や研究機関、企業、教育機関、関係団体など外部とも積極的に連携していきます。

さらに、誰一人取り残さない健康づくりを効果的に展開するためには、地域の関係者や民間部門の協力が必要であるため、関係者間の意思疎通を図りつつ、協力を促していきます。

健康増進の取組には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等の様々な専門職が携わっているため、これらの人材の確保及び資質の向上に努めていき、これらの人材が自己研鑽に励むことができるような環境整備や多職種連携が進むよう支援を行います。

#### (2) 市町村の役割

市町村は、県や保健所、庁内の関連する部局と連携しつつ、国や県が設定した目標を勘案し、具体的な目標を設定するよう努め、市町村健康増進計画の策定に努めることが求められます。

健康増進計画策定に当たっては、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査等実施計画など、関連する計画との整合性を図りながら、関連する様々な行政部局や研究機関、企業、教育機関、関係団体など外部とも積極的に連携していくことが求められます。

また、誰一人取り残さない健康づくりを効果的に展開するためには、地域の関係者や民間部門の協力が必要であるため、関係者間の意思疎通を図りつつ、協力を促していくことが求められます。

加えて、様々な専門職の人材確保及び資質の向上に努め、これらの人材の自己研鑽や多職種連携が進むよう支援することが求められます。

### (3) 多様な主体の役割

誰一人取り残さない健康づくりを効果的に展開するためには、地域の関係者や民間部門の協力が重要です。保健、医療、福祉の関係機関及び関係団体並びに大学等の研究機関、企業、教育機関、NPO、住民組織等の関係者が連携し、効果的な取組を行うことが求められます。

また、企業、民間団体等様々な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要です。

さらに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、調理師会、歯科衛生士会、理学療法士会等の専門団体や、大学、研究機関等は、それぞれの専門的な立場から健康づくり事業に対する積極的な支援を行う役割が求められます。

### (4) 医療保険者の役割

生活習慣病（NCDs）の予防や早期発見に取り組んでいくため、国民健康保険や被用者保険などの医療保険者に対して、メタボリックシンドロームの概念を導入した特定健康診査・特定保健指導が義務付けられています。各医療保険者は、各都道府県単位で設置される保険者協議会等の場を活用し、関係機関等との連携を図りながら、保健師、管理栄養士等のマンパワーに対する研修、医療保険者間の資源の有効利用、医療費の調査・分析・評価、効果的な保健事業に関する情報交換等を行うことが求められます。

### (5) 学校等の役割

児童生徒の様々な健康課題に対応し、地域の関係機関とも連携しながら日常的な児童生徒の心身の健康管理や健康教育を行います。幼稚園や保育所においても同様の対応をします。

## 3 計画の推進体制

### (1) 地域・職域連携推進協議会

- 広域的な地域と職域の連携を図り、生涯にわたる健康づくりを推進するため、地域保健関係機関、職域保健関係機関、県民・就労者等で構成する、健康ちば地域・職域連携推進協議会を設置しており、また、各保健所圏域地域・職域連携推進協議会において、地域の実情に応じた健康サービスの提供、健康管理体制の整備・構築を図るとともに、健康づくり運動を推進しています。
- 健康ちば地域・職域連携推進協議会では、計画の進捗状況、健康格差等について把握し、経年的に分析評価等を行い、計画推進を図ります。

- 保健所は、地域保健の広域的、専門的、かつ技術的な拠点として、各保健所圏域・地域・職域連携推進協議会において健康づくりに関する情報を収集・分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行います。

#### 4 進行管理・評価

健康ちば21（第3次）の推進を図るため、施策や目標等について、各種統計指標の収集分析や評価に必要な調査を実施し、計画の検証・評価を行います。特定健康診査・特定保健指導の実施主体である医療保険者は、毎年度、前年度の普及啓発や特定健康診査・特定保健指導等の事業の実施状況について把握し、経年的な傾向など、分析評価を行います。これに合わせ、計画の進捗状況等を毎年把握し、計画推進を図ります。

目標の評価については、実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、計画開始後6年（令和11（2029）年度）を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、計画開始後10年（令和15（2033）年度）を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映します。

中間評価、最終評価の際は、今後強化又は改善すべき点を検討した上で、県民に対して評価の結果を公表し、周知を図ります。